

第3回平久里川流域懇話会

議 事 録

平成18年2月24日

千葉県安房地域整備センター

目 次

1. 開 会	1
1. あいさつ	2
1. 委嘱状の交付	3
1. 委員の紹介	3
1. 座長選出・あいさつ	4
1. 議 事	
(1) 平久里川流域懇話会規約の改正について	6
(2) 第2回平久里川流域懇話会の議事概要について	
(3) 二級河川平久里川水系河川整備計画について	
(4) 平久里川・滝川の改修状況と今後の予定について	7
(5) その他	18 1.
そ の 他	
(1) 洪水時の雨量・水位の情報提供について	18
1. 閉 会	23

開 会

○司会（和田安房地域整備センター副主査） お待たせいたしました。それでは、定刻となりましたので、これより懇話会を始めさせていただきますと思います。

本日は大変お忙しい中、第3回平久里川流域懇話会に御出席いただき、ありがとうございます。本日の司会進行を務めさせていただきます、私、千葉県安房地域整備センター調整課の和田と申します。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして資料の確認をさせていただきますと思います。最初に先日送付させていただきました資料の確認でございます。ブルーのファイルにとじられた資料でございます。

表紙をめくっていただきまして、第3回「平久里川流域懇話会」次第がございます。1枚めくっていただきまして、平久里川流域懇話会規約（改正案）。こちらは委員名簿を含めまして2枚の構成となっております。続きまして、資料-1といたしまして第2回平久里川流域懇話会の議事概要。27ページのつづりとなっております。続きまして資料-2でございます。二級河川平久里川水系河川整備計画。こちらは14ページのつづりとなっております。続きまして資料-3でございます。こちらはA3の大きな紙になっておりまして、平久里川・滝川の改修状況と今後の予定ということで、4枚のつづりとなっております。最後に資料-4といたしまして、洪水時の雨量・水位の情報提供。こちらが表紙を含めまして2枚の資料となっております。

続きまして本日お配りいたしました資料を確認させていただきます。まず本日の会議の座席表が1枚でございます。それと、平久里川流域河川計画概要図、河川環境情報図という大きな図面を折り込んだものがお手元に置かれていると思います。

以上でございます。資料の不足している方がございましたらお申し出願います。

よろしいでしょうか。

よろしければ、会議次第に沿って進行していきたいと思っております。

なお、あらかじめお断りしておきますが、さきにお知らせしましたとおり、当懇話会は、原則すべて公開としております。このため、会議の開催につきまして、過日、市町村の広報にて地域住民の方々にもお知らせし、広く周知を図ったところがございますので、よろ

しくお願いいたします。

あ い さ つ

○司会 それでは、開催に当たり、事務局を代表いたしまして千葉県安房地域整備センター所長、林より一言ごあいさつを申し上げます。所長、よろしくお願いいたします。

○林安房地域整備センター所長 どうも皆さん、こんにちは。安房地域整備センター所長の林でございます。よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、第3回平久里川流域懇話会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろ県の河川行政の推進に多大な御協力を賜っております。この場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げます。

さて、平成9年に河川法が改正されまして、河川の中期的な整備目標を定めました河川整備計画の策定に当たっては、学識経験者の方や地域住民の方等の意見を反映した手続が導入されることになりました。このため、当センターといたしましても、管内の代表的な河川である平久里川水系の河川について整備計画を策定するに当たり、平成13年に「平久里川流域懇話会」を設立いたしまして、皆様方より貴重な御意見を伺ってきたところであります。おかげさまをもちまして、これまで2回の当懇話会で皆様方よりいただいた意見を踏まえ、昨年12月に国に協議いたしました。その結果、本年1月13日に国の同意が得られ、県内河川では最初に「平久里川水系河川整備計画」が策定されたところであります。皆様方の御協力に心から感謝申し上げます。

今後は、これまで河川整備計画の策定を目的としてきました当懇話会を、計画策定後も継続させていただきまして、河川の整備や利用及び環境等について引き続き皆様方より御意見を伺ってまいりたいと考え、今回、第3回の流域懇話会を開催した次第であります。本日は、このことに伴う規約の改正や、懇話会の前座長でありました和田さんが健康上の理由により委員を御辞退されました。これに伴いまして新たな座長の選出と、平久里川流域全般に対する皆様方の御意見を伺いたいと思っております。

県といたしましては、皆様方からいただいた御意見を今後の河川行政に反映させ、地域の歴史や文化をはぐくんできた平久里川をよりよい形で将来へ残してまいりたいと考えております。本日は、どうか忌憚のない御意見を賜りますようお願いいたしまして、私のあいさつとさせていただきます。本日はどうも御苦労さまでございます。

○司会 ありがとうございます。

委嘱状の交付

○司会 続きまして、次第の2、委嘱状の交付でございます。

委員の方々には、事前に委員委嘱について御依頼申し上げましたところ、御快諾していただき、まことにありがとうございました。委嘱状の交付につきましては、時間の都合もでございますので、事前に委嘱状を机の上に置かせていただいております、これをもって交付にかえさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

なお、委嘱期間につきましては、各年度単位でお願いしている関係上、本日から本年3月末までとさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

委員の紹介

○司会 続きまして、次第の3、委員の紹介でございます。

ここで、今回新たに委員に御就任いただいた方もおりますので、委員の御紹介をいたしたいと思っております。恐れ入りますが、私の方で名簿順にお名前をお呼びいたしますので、その場で御起立をお願いいたします。

学識経験者といたしまして、高橋彌委員でございます。

同じく学識経験者といたしまして、渡邊重雄委員でございます。

同じく学識経験者といたしまして、小林洋生委員でございます。

同じく学識経験者といたしまして、三幣和昭委員でございます。

同じく学識経験者といたしまして小原清委員でございますが、本日欠席されておりますので、御紹介のみとさせていただきます。

続きまして、館山市の地元を代表いたしまして、鈴木孝道委員でございます。

同じく地元代表といたしまして、渡邊一義委員でございます。

同じく地元代表といたしまして、行貝治雄委員でございます。

同じく地元代表といたしまして、久保田和彦委員でございます。

同じく地元代表といたしまして、中村美輝男委員でございます。

同じく地元代表といたしまして、三平孝司委員でございます。

同じく地元代表といたしまして、永野修委員でございます。

続きまして、富山町の地元代表といたしまして、長谷川清次郎委員でございます。

同じく地元代表といたしまして、山田和矩委員でございます。

同じく地元代表といたしまして、若林昭夫委員でございます。

同じく地元代表といたしまして、田丸洋委員でございます。

続きまして、三芳村の地元代表といたしまして、中村巳一郎委員でございます。

同じく地元代表といたしまして、軽込孝委員でございます。

同じく地元代表といたしまして、菅沼正委員でございます。

同じく地元代表といたしまして、平松亢委員でございます。

同じく地元代表といたしまして、中村祐委員でございます。

同じく地元代表といたしまして、神作武伸委員でございます。

続きまして、地元行政を代表いたしまして、館山市長代理の上田様でございます。

同じく地元行政を代表いたしまして、三芳村長代理の御子神様でございます。

同じく地元行政を代表いたしまして、富山町長代理の奥澤様でございます。

以上、委員の御紹介をさせていただきました。

座長選出・あいさつ

○司会 続きまして、次第の4、座長の選出でございます。

第2回まで座長を務めていただきました和田様におかれましては、健康上の理由から委員を御辞退したい旨の連絡がございました。このため、今回、新たに座長を選出する必要がありますが、事務局の方で提案がありましたらお願いいたします。

○佐藤安房地域整備センター調整課長 事務局の安房地域整備センター調整課長の佐藤と申します。よろしく願いいたします。

それでは、私から事務局として当懇話会の座長の推薦について申し上げます。

当懇話会の座長といたしまして、元千葉工業大学教授の高橋彌様を御推薦いたします。高橋様におかれましては、これまで、富山・山形・静岡県各河川課長及び滋賀県の土木部長を歴任されまして、その後、千葉工業大学教授として学生の指導をしておられました。御専門は河川と環境でございます。現在、江戸川や、千葉県九十九里方面の河川等、県内の多くの河川の流域委員会の委員長を務めておられまして、河川全般にわたる御指導を

いただいております。このようなことから、前委員長にかわりまして、事務局として当懇話会の座長に高橋様を御推薦する次第でございます。よろしく願いいたします。

○司会 ただいま事務局より、座長に高橋委員を御推薦したい旨、説明がありました。委員の皆様、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕（拍手）

○司会 それでは、当懇話会の座長を高橋委員にお願いしたいと思います。

続きます。ただいま選出されました高橋座長よりごあいさつをいただきたいと思えます。高橋座長、よろしく願いいたします。

○高橋座長 ただいま御指名を受けました高橋でございます。本委員会は、これまでの委員の方々が鋭意進められてまいったところでございます。整備計画も樹立されたわけでございます。私はそういうものを引き継いだ形で今後進めさせていただきたいと思えます。

皆様御承知だと思いますが、フィリピンのレイテ島で大地すべりがありまして、いまだ救出作業が完了しないといひますか、大変困難をきわめているという状況であります。去年、それからその前の年、世界の各地で、地震でありますとか、台風でありますとか、地震に伴う津波、あるいは台風に伴う高潮、あるいは洪水、地すべり、最近では北陸あるいは東北等の大雪の災害が報じられております。

今後、暖かくなりますと、大雪が解けて融雪、解けた雪の洪水となって大変心配されるわけですが、融雪期が過ぎますと梅雨期がやってまいります。梅雨期が過ぎますと一転して、今度は夏の渇水の心配が出てまいります。それをクリアしますと9月、10月という台風のシーズンが参ります。

このように日本の国は常に厳しい自然の影響を受けているわけですが、私どもは、そういう非常に厳しい自然の中にあひながら、祖先伝来と申しますか、地域を比較的安全に保つような努力をしながらやってきたわけであります。最近はさらに、水質の問題、あるいは生物、植物等の環境の問題が出てきております。

私たち、今の世代、それから次の世代に対しまして比較的安全な整備を進めておくことが非常に大切だと思っております。もちろん、こういう整備計画を完成したからといって、その後は何もなくてもいいというほど安全になるわけではありませんが、一定の安全度は保てるわけあります。少なくともその辺まではやっていきたいと思っております。

そういう計画も立てたのでありますから、今後はこの計画に沿って着実に進めていっていただきたいと思えます。そういう意味で、この懇話会も今後ともよくその機能を發揮し

て、この事業を進めるようにサポートしていただきたいと思います。ひとつよろしく願いいたします。

議 事

(1) 平久里川流域懇話会規約の改正について

○司会 続きまして、次第の5、議事に入りたいと思います。議事の進行は、これから御審議いただきます懇話会規約によりまして高橋座長をお願いいたします。高橋座長、よろしく願いいたします。

○高橋座長 それでは、規約によりまして私が議事進行を行うことになっておりますので、議事次第に沿って議事を進めることといたします。座ってやらせていただきます。

まず初めに、議事の(1) 平久里川流域懇話会規約の改正についてということになっておりますので、事務局から御説明をお願いします。

○佐藤安房地域整備センター調整課長 それでは、初めに議題の(1) 平久里川流域懇話会規約の改正について、事務局より御説明申し上げます。失礼して座って説明させていただきます。

皆様方にお配りしました議事次第を1枚めくっていただきまして、1ページをお開き願いたいと思います。平久里川流域懇話会規約（改正案）でございます。改正の内容につきましては、改正前をそのまま、改正後を下に波線で記入してございます。

まず、第2条の目的でございます。当初は、「懇話会は、河川管理者である千葉県知事が河川法第16条の2の趣旨に基づき、地域の意見を反映した平久里川河川整備計画を策定する」ということが目的でございました。今回、それに加えまして、「策定」以降、波線の「・変更または当該計画に基づく河川事業を適正に評価（以下、「計画の策定等」という。）するにあたり、学識経験者、地域住民、河川利用者、地元自治体が一堂に会して、情報の共有、意見交換を行い、計画の策定等に資することを目的とする」ということで、前回までは策定を目的としてこの懇話会を開催しておりましたが、整備計画が策定されたものですから、県といたしましてその後もいろいろ皆様方に意見を伺い、また、その先、変更がある場合については変更の審議もお願いしたいということで、追加の項目を加えて目的の変更をお願いするものでございます。

以降、第4条、第5条につきましては、私どもの組織が、前は「館山土木事務所」で

ございましたが、「安房地域整備センター」と名前が変わったものですから、組織の名前の変更に伴う改正でございます。

ということで、第2条の目的の変更について改正の審議をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

○高橋座長 ただいま事務局から説明がありましたが、このことについて何か御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「賛成」の声あり〕

○高橋座長 ただいま賛成という声がありましたが、そのほかに御意見等がなければ、事務局案のとおり改正することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○高橋座長 それではそのようにさせていただきます。

(2) 第2回平久里川流域懇話会の議事概要について

(3) 二級河川平久里川水系河川整備計画について

(4) 平久里川・滝川の改修状況と今後の予定について

○高橋座長 続きまして、議事の(2) 第2回平久里川流域懇話会の議事概要について、さらに議事の(3) 二級河川平久里川水系河川整備計画について、並びに議事の(4) 平久里川・滝川の改修状況と今後の予定について、相互に関連がありますので、一括して事務局から御説明をお願いします。

○佐藤安房地域整備センター調整課長 それでは、議事の(2) から(4) までにつきまして一括して事務局から御説明申し上げます。

まず資料-1を御用意願いたいと思います。第3回平久里川流域懇話会資料。副題といたしまして第2回平久里川流域懇話会の議事概要でございます。この資料につきましては、主に第2回で使った資料をもとにしております。それに新たに補足してございます。前回の委員会が3年ほど前に開かれていることと、今回新たに委員に就任された方もございますので、改めて第2回で使った内容につきまして御説明したいと思います。

資料-1の1ページをお開き願いたいと思います。先ほど所長のあいさつにもありましたが、河川整備計画を策定する背景といたしますか、その辺の内容でございます。

まず、河川の大もとになります河川法が平成9年に改正されまして、下の方の図に書い

てございますが、今までは治水と利水というものが大きな柱でございましたが、その後の時代の変化に応じまして、さらに「環境」という項目が河川法に加わってきたということが第1点でございます。

2つ目の変更点といたしまして、河川整備の制度の変更でございます。これにつきましては、従来と変わりました地域の意見を反映した河川整備というものを導入していく。この2つの大きなものが柱で変更になりました。

続きまして2ページを開いていただきたいと思います。河川法の改正について図示したものでございます。従来は、河川の中長期的な計画を立てる場合には行政サイドだけで計画を定めておりましたが、法が改正になりましたからは大きく2つの流れにのっとり計画を立てていくというものでございます。

1点目は、図の下の左側ですが、河川整備基本方針というものがございます。河川に関係します基本的な事柄を決めるものでございますが、これは従来どおり行政を中心として、県の場合は県が原案を作成して、国に協議して、国の同意を得て作成する。河川の基本方針の作成に関すること。

それから、右側ですが、河川整備計画の策定に関すること。これにつきましては、従来と変わり、河川整備計画を策定するに当たりましては懇話会等を設け学識経験者や地元の皆様方の意見を伺い、それを反映した上で、また、地元の市町村長さんの意見を伺って最終的に定める。こういう制度が盛り込まれたものでございます。以上、懇話会を開催する背景について御説明させていただきました。

続きまして3ページをお開き願いたいと思います。今までの懇話会の流れでございます。右の方に書いてございますが、第1回が平成13年の2月に開かれました。内容としましては、平久里川流域のあらましか、別途アンケートをとった結果、このようなことを紹介しております。その間に河川整備基本方針、行政サイドの申請によって決定されたものですが、基本となるべきことが平成14年7月に策定されております。

その後、私ども事務局でそれに基づきます河川整備計画の原案を策定いたしました。それをもとに、平成15年2月に第2回の流域懇話会を開催しております。この中で平久里川流域の河川整備計画の内容について御説明いたしまして、委員の皆様方から意見を伺ったところでございます。

その結果を受けまして、一部修正を加えながら、昨年の10月に地元の市町村長さんに意見を照会いたしました。その結果、特に意見がございませんでしたものですから、昨年の

12月に国土交通省に整備計画を協議申請したところでございます。その結果、ことしの1月13日に国より正式に同意が得られまして、河川整備計画が策定されたところでございます。内容につきましては後の方で御説明いたします。

今回でございますが、整備計画策定後の最初の流域懇話会になりますが、前回の河川整備計画の内容について御説明いたします。あわせまして、平久里川・滝川の改修の状況及び今後の予定等について御説明いたします。それに関しまして委員の皆様方から御意見を伺いたいと考えております。

続きまして4ページをお開き願いたいと思います。4ページ以降は第2回で説明しました内容に、一部加筆しております。

まず4ページの3.1からでございますが、平久里川流域の概要について説明しております。5ページでございますが、河川の水質について記載してございます。赤いラインが平久里川の観測箇所での環境基準値の数値でございます。2mg/lというのがこの川で定められている基準値でございますが、それに対して、一番下流部の平成橋の付近が三角印でございます。丸がそれより上の方の横峯大橋地点。四角で示したのがさらに上流の増間川にありますところの池田橋地点。この3カ所で毎年はかっております。

前回のときは13年度までしか数値がございませんでしたが、今回14、15の数値を加えております。それによりますと、上流の増間を除いては従来、環境基準を上回っております。水質的には多少汚れている、全体的にはA類型できれいなところなんですが、その中では基準が達成されていないということでございまして、14、15になりますとおおむね基準を達成されているという状況で、少し改善されているのかな。もう何年か経年的に見ないと確かなことは言えませんが、少し改善傾向にあるというのがこの数値から見てとれると思います。ということで、平久里川の河川の水質について御説明させていただきました。

6ページをお開き願いたいと思います。最近の平久里川沿いの洪水の状況でございます。真ん中の写真等に表示してございますが、いつもあふれていると言われておりました横峯大橋付近、平成8年にも何件か浸水被害がございました。あわせまして、平成8年の洪水のときには三芳村内の水田の冠水、さらに中流部の三芳から富山に近いところの水汲戸橋付近の洪水の状況が表示されておまして、平成8年は特に、この流域では近年では大きな洪水がきたということでございます。

7ページでございますが、平久里川の利水の状況でございます。全部で74カ所で、主に

農業用水として取水しておりまして、合わせて 1.1 m³/s の取水がございます。なお、上水としては大谷川のダム、増間のダム、当流域にはこの 2カ所に浄水場のダムが設置してございます。

下の方は河川の利用の状況でございます。

8 ページをお開き願いたいと思います。以上のような現状を踏まえまして、河川整備計画で目標を定めてございます。まず対象とする河川ですが、御承知のように、平久里川水系には左側の方に支川が、上流から大谷川、増間川、滝川、その上の山名川ということで、県が管理する二級河川としては 4つの支川がございます。この流域を含めまして、平久里川水系全体を今回の整備対象区間ということで定めております。

(2) 計画の期間でございますが、「おおむね 20 年の間」に整備するべき目標というものをここで定めております。20 年という期間の定め方でございますが、これは、他の同じような県内の流域も大体 20 年程度ということで、これまでの整備に投資した金額等を含めまして、おおむねこの程度の期間であれば整備可能かなということで、大体 20 年程度を河川整備の目標ということで定めてございます。

9 ページをごらん願いたいと思いますが、定められた河川整備計画の目標を抜粋してございます。ここで定めておりますのは、平久里川におきましてどの程度の洪水を流せる断面で今後整備を図っていくのかということで、治水の基本となるべき事項でございます。平久里川では、下の方に行きますと潮の影響もあるものですから、三芳橋地点を基準点として、そこでどの程度の流量を流すかということを定めております。整備計画では 270 m³/s を流すということで記載させていただきました。

赤で書いてありますのは、前回の流域懇話会で、基本方針という長期的な目標、それからおおむね 20 年程度で整備していこうとする整備計画の目標、これを両方書くことによりその関連がわかるようにしてもらいたいという質問がございまして記載させていただきました。赤書きが長期的な目標である整備方針の目標とする流量でございます。ここでは 460 m³/s。整備計画、当面 20 年間の中では黒の 270 m³/s を流す整備を行うということを定めさせていただきました。

次の 10 ページをお開き願いたいと思います。ただいま申しました流量はどのような意味合いを持つのかというのをここで説明しております。まず、おおむね 20 年間に 270 m³/s というのは、大体 50 年程度のスパンで洪水を大きい方からずっと並べてみた場合、おおむね 8 割程度の洪水は流せる断面ということでございます。

真ん中に表がございます。これは近年の雨を、年間の最大値を各年度ごとに並べております。左側は60分間、1時間に降った雨量、右側は24時間、1日降った雨量というものを並べておまして、この中で黄色で塗ってあるところが、整備計画の整備ができればこのぐらいの雨はおおむね流せる、全体の8割程度は流せるというものでございます。整備方針になりますと、白も含めて全体のものが流せるだけのものを目標としているということです。

右の方に書いてありますのは、平成に入って非常に大きかった雨が2つございます。平成元年の雨を見てみますと、特に1時間に30mmを超える雨が3時間連続降っているということで、非常に大きな雨でございました。右の下は、さらに大きかった平成8年の雨ですが、この場合は、棒グラフを見てもらいますと、30mmを超えた雨が連続して6時間ということで、これは近年では非常に大きな洪水でございました。

その辺の雨と今回の整備計画とを対比してありますのが左側の下の近年の洪水と計画規模の比較ということで、整備計画で目標としようとしておりますのは青色で囲った線、1時間に50mm、24時間に直すと183mm程度の雨が270m³/sを流すという雨でございますが、おおむね3年か4年に一遍降るような雨を対象にしています。それに対して、平成元年に降った雨がその下にありますが、多少流量的な差はございますが、おおむね元年程度の雨が、整備計画の改修が終わると流せるだろうという比較でございます。

将来的なものが基本方針ということで定めてありますが、それにつきましては流量として460m³/s、おおむね30年に一度降るような規模の雨ということで、これは近年の雨と比べますと、一番大きかった平成8年の洪水におおむね匹敵するような雨ということで、将来そこまでの整備ができれば平成8年程度の雨が流せるようになるのかなということでございます。以上が治水の方の目標ということで定めた内容と、その結果ということで説明させていただきました。

続きまして11ページでございます。利水の目標でございますが、利水の関係につきましては、利水上のダムというのがこの河川にない現状では、それを超えるような渇水になったときにはお互いに連絡を取り合って、相互の協力の中でやっていかなければいけないということでございます。

12ページをお開き願いたいと思います。新しく定められた河川環境の方の整備でございます。従来のようなブロックだけの護岸というより、できるだけ法面を緩くしたり、多自然型といいますか、そのような護岸に、配慮してやっていきたいというものでございます。

今までのところは目標でございます。目標を達成するために実際にどのような整備を行うのかというのが13ページ以降でございます。まず前段といたしまして、いろいろな災害の状況を記載してございます。

14ページをお開き願いたいと思います。先ほど申しましたような雨を流すために、では具体的にどこを整備するのかということに記載しております。真ん中の地図で書いてございますが、基本的には、河川の場合はどうしても下流からやっていく必要があるものですから、まず河口から約2.5km、①の区間ですが、この区間についての整備を行うということでございます。

続きまして、中流部、横峯大橋を中心としていつも冠水被害があるこの前後1.6km、こういう区間を整備の区間として位置づけております。

それから、支川といたしましては現在事業を行っております滝川、これにつきましては平久里川の合流点からおおむね1.9km、半分ぐらいはおかげさまで整備が終わりました。平成16年からさらに上流部2km区間を整備するというので、大きく3カ所の区間について整備を予定しております。

続きまして15ページからでございますが、具体的な位置関係を示しております。緑で記入してあるのが今後改修していくところの内容でございます。特に右の方で滝川の合流点、⑥というところがございますが、この辺については滝川が合流して、下流がちょっと狭いわけでございますが、今回、この部分の改修についてめどが立ちましたので、詳しくは後の資料で御説明いたします。

続きまして16ページをお開き願いたいと思います。同じようにグリーンの部分整備計画でいった改修の箇所でございます。真ん中から右の方、横峯大橋から下流区間、整備を要する区間ですが、ここにつきましても今回、④の区間について整備を行っていただけることになりましたので、後ほど詳しく説明したいと思います。

17ページはさらに上流部でございます。

18ページでございますが、支川の滝川でございます。ここで示しておりますのは、合流点から新橋区間、約2kmが整備が終わりましたものですから、新橋から上流の山名川合流点までの整備区間について緑色で示してございます。ここにつきましては、多自然型といえますか、そういうことで下流部と同じような形での整備を現在考えているところでございます。

続きまして19ページをお開き願いたいと思います。整備に当たりましては環境に配慮し

た整備方法ということで、特に右の方で、従来と違いまして河川の湾曲部等で残せるものについては現状の形で残して、できるだけ自然環境に配慮したい。そういう整備方法を図りたいというものでございます。

21 ページからは、前回の流域懇話会で出ました意見に対する事務局の回答を記載してございます。

その次は整備方針、それからアンケートの内容になっております。以上で資料－1の説明を終わります。

続きまして資料－2をお開き願いたいと思います。今申しました資料－1に基づきまして正式に国の方に協議した整備計画というのが資料－2でございます。基本的には資料－1に基づいて、それを整理してまとめたものでございますので、内容的には同じようなものでございます。1 ページから文言で書いてございますが、そのような内容で記載しておりますので、ここでは省略いたします。

8 ページをお開き願いたいと思います。それではどういう形の断面での河川の改修を考えているのかということを図面で示しております。まず断面①でございしますが、平成橋とJRのほぼ中間点ぐらいの改修の断面ですが、黒い線で囲ってあって、その上のピンク色の部分が改修する形でございます。ここにつきましては、現在の河道の中で一部堆積している土砂等を除くというものでございます。

それから断面②でございしますが、国道の平成橋下流の地点でございます。これにつきましては、主に右岸側について少し拡幅しながら堆積土を除くというような形の改修を考えております。

9 ページでございます。断面③でございしますが、これは横峯大橋下流部でございますが、これにつきましては右岸側について、2割という緩い勾配で多自然に配慮した改修。用地買収も伴いますが、そのような改修を考えております。

それから断面④でございしますが、三芳橋と横峯大橋との中間部ですが、これにつきましても将来的に右岸側への拡幅を予定しているというものでございます。

10 ページをお開き願いたいと思います。同じく支川の滝川の新橋から上流部の改修断面でございます。現在の川幅が十五、六メートル前後ですので、おおむね3倍前後の断面に広がりますが、河川としては2割勾配で緩く寝せて多自然的な護岸にするものですから、50m弱ぐらいの川幅になりまして改修を行うというものでございます。

その下の断面⑥でございしますが、基本的に左岸のように、みお筋で残せるところは残し

た形で、右岸側について拡幅を行うというような形になっております。

11 ページの中段から下につきましては、滝川における多自然型川づくりということで、従来のような護岸一辺倒ではなくて、このような緩くしたような、自然を残した改修を今後計画していくというものでございます。以上、河川整備計画ということで、国の方で作成されました整備計画の内容について御説明いたしました。

続きまして、議題の4になりますが、資料-3の平久里川・滝川の改修状況及び今後の予定ということで御説明いたします。

1 ページをお開き願いたいと思います。近年では平成元年、平成8年がこの流域でも、県としてもかなり大きな洪水でございました。しかしながら、昨年8月26日の台風11号も最近では結構大きな雨で、比較してございますが、雨の量等からいいますとおおむね平成元年に匹敵するような降雨でございました。下の写真にありますが、やはり横峯大橋付近が一部冠水いたしまして浸水家屋も発生いたしました。橋から上流約500mについては平成8年から災害関連で改修いたしましたが、その下流部が一部まだ残っているという状況の中でこのような浸水被害が発生しております。

ちなみに、平成8年のときの浸水の状況が右の方に、浸水区域の図面と写真を添付してございます。昨年の雨も最近では非常に大きな雨だということでございます。

続きまして2ページをお開き願いたいと思います。現在の改修状況及び今後の予定でございます。昨年の雨を受けまして、従来、事業化が具体的なものが定まっていなかったんですが、急遽、平久里川本川沿いで2カ所、整備を行えることになりました。浸水被害が出たものですから、国の方に要望いたしまして災害対策緊急事業推進費ということで、緊急的に改修を要する区間ということで、国の補助をもらって整備を行うことができるようになりました。

具体的に区間が、平久里川本川で2カ所ございますが、一番ネックとなっております亀ヶ原地区の横峯大橋からさらに下流部、約360m区間がまず事業化になりまして、今年度から来年度にかけて改修を行うことになりました。あわせて、下の方の滝川の合流点下流部、右岸側になるんですが、正木地区ということで、この区間につきましても約300m前後、緊急的に改修を行うめどがついたので御報告申し上げます。この区間についてこの一、二年のうちに整備を図っていくというものでございます。

右に写真がございますが、上の方は以前改修しました横峯大橋上流部の写真でございます。下の方は今後緊急的な整備を行うということで事業化が可能になった区間でござい

すが、上の写真が滝川の合流点付近の右岸側の正木工区ということで、右岸側について改修を行うというものでございます。下の写真は、横峯大橋下流部の未改修区間について、写真で見えておりますブロック積みからさらに下流、右岸側につきまして、右の絵のような、多少現在よりは寝かせた、緩い勾配の護岸ということで、かご系の護岸を想定しておりますが、このような改修を行っていくというものでございます。

続きまして3ページをお開き願いたいと思います。支川の滝川の改修予定でございます。これまで滝川の合流点から新橋までの1.9 km 区間の改修が済んでおります。今後、新橋からさらに山名川合流点約1.8 km 区間につきまして、用地買収等を進めながら、その進捗に合わせて護岸の整備を図っていくというものでございます。

右の方は滝川下流部のこれまで整備を行った区間の改修状況でございます。右の上の写真は、一部従来の川を残しながら、左側を拡幅改良した。下の写真につきましては、湾曲部のちょうど水当たりの部分につきましては、かごマット系の護岸をやりまして崩れないようにしながら、左側の方で緩い護岸をつくったというものでございます。

続きまして4ページをお開き願いたいと思います。今までの改修状況ということで、上の写真が滝川の鶴登川橋から下流部でございます。ここにつきましては従来、二、三m ぐらいの直立の落差工がありましたが、これを緩い勾配で寝せてつくったというもので、魚類にも配慮して、コンクリートの出っ張りが見えますのが魚道ということで設置しております。

下の方の写真は、今後の改修に当たりましてこの辺の環境に配慮するというので、特に前回委員の皆さんから出ております、箱橋の付近の下流部のところで現在このような滝が形成されているということで、この辺を自然景観に配慮して今後計画を立てていくわけですが、状況に応じて、その方法等についてはこの懇話会の中でお諮りしてまいりたいと考えております。以上が整備計画の内容です。

右の方に2.3 洪水ハザードマップについてということで記載してございます。これは今後の予定に入るわけですが、今までは主に整備的な話でございますが、先ほど座長からもお話がございましたが、整備計画を目標として整備を進めていくわけですが、その間にそれを超えるような洪水というのが考えられます。そのためにはどうしてもソフト的な対策といえますか、避難的なもの、そういう方法も図っていかなければいけないというものでございます。

私どもは避難に備えまして洪水ハザードマップというものの作成を市町村にお願いして

いるわけですが、これは、洪水のための避難場所、避難経路、浸水の区域等を示した図面をまとめまして、皆さん方の避難のために役立てていくというものでございます。その資料作成そのものは市町村の業務になっているんですが、我々河川管理者といたしましては、その前段の話として、浸水の区域図、どこまで浸水が考えられるのかというものをつくり、それを市町村に渡しまして、市町村がその絵の中に避難の場所、避難経路等を加えまして、それを住民の方々にお渡しして避難の糧にするという流れになっております。私も前段の浸水区域図の作成を今進めておりまして、来年度あたりにはまとめまして、この懇話会でもお諮りすることになると思います。

具体的な事例といたしまして、右の方に地図がございまして、浸水予想区域図と申します。黄色とか緑は浸水の深さをあらわしておりまして、黄色いところまで浸水が想定される。この場合、将来的に想定される雨が対象になるわけですが、先ほど基本方針で示したおおむね 30 年に 1 回程度の雨がきた場合にどこまで水が来るかというのを図面であらわしています。この色分けは、黄色が約 50cm ぐらい浸水する。人のひざ丈ぐらいまで。緑色は 1 m ぐらいまで浸水する。おおむね人の腰ぐらいまでつかるということで、深さと浸水の範囲を示した図を現在作成中でございます。今後市町村に示しまして、市町村で避難経路を入れてもらいまして、地域住民に周知を図って、いざというときの避難に役立つようにというような作業を今進めております。ということで、今後の予定ということで説明させていただきました。

以上、雑駁でございますが、資料 2 から 3 について説明させていただきました。よろしく願いいたします。

○高橋座長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、このことについて何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

どうぞ。

○中村（美）委員 亀ヶ原の中村ですが、平久里川の横峯大橋の下の工事はいつごろから始まりますか。

○高橋座長 建設課長。

○泊安房地域整備センター建設課長 建設課長の泊でございます。

今年度の工事で採択になったんですが、横峯大橋につきましては以前、調査をかけておりますので、少し早めに動けるかとは思いますが、ただ、予算上は 4 月になりまして、用地

の単価設定方法が変わっておりますので、4月に入りましてそこら辺の作業を始めます。できれば秋ぐらいから工事に入りたいというふうな予定ではおります。

○中村（美）委員 わかりました。

○高橋座長 ほかにございますでしょうか。

○中村（美）委員 いま1ついいですか。

○高橋座長 どうぞ。

○中村（美）委員 平久里川をずっと下りまして、蔵敷、もとのかわさき正木の堰、しきぼりがある、あの近辺に土砂があるんだそうです。私は見たことないんですが、けさ出てくるときに言われて、10年ぐらい前に話をして見てもらったことがあるんだけど、そのままになっているから、できたらまた見てもらいたいと伝えてくれということで。

○高橋座長 どうぞ。

○泊安房地域整備センター建設課長 わかりました。後日確認をさせていただきます。よろしくをお願いします。

○高橋座長 ほかにございますでしょうか。

○神作委員 お伺いしたいんですが、滝川のことなんですが、鶴登川から新橋まではもう整備完了ということでしょうか。新橋から上流はこれからおやりになるという。あそこは、素人目では若干残っているような感じもしないではないんですが、あれはあのままということでしょうか。

○佐藤安房地域整備センター調整課長 一応完成なんですけど、残っているというのは新橋付近の話ですか。

○神作委員 あれからもう少し下がった。

○佐藤安房地域整備センター調整課長 おおむね終わったと私どもは認識しているんですが。

○神作委員 そうしますと、もちろん予算も関係することでしょうけれども、あそこは現状のままで何年かいくというお考えでしょうか。

○佐藤安房地域整備センター調整課長 そうですね。また大きな洪水で被災したりすれば、別の災害の制度でやっていく。基本的に改修そのものは終わったという。

○高橋座長 ほかにございますでしょうか。

何分にも説明していただいたものが大変たくさんでありますので。そのほかに聞きたいということがあればお願いします。

どうぞ。

○菅沼委員 山名川の、現在、中、明石のところまで改修工事が済んでおりますが、その上の方が大分傷んでおりまして、今後の改修計画についてお聞きしたいと思えます。

○高橋座長 どうぞ。

○佐藤安房地域整備センター調整課長 山名川の、以前、土地改良でやっておりまして、さらに上流の話かと思えますが、今のところ、土地改良でやりまして、それから下流、新橋の区間は計画でやるようになっております。さらに上流の話は、整備計画そのものには入っていない。ですから、例えば崩れたようなところは災害復旧の制度を使いまして、国の補助をもらって護岸をやっているものですから、ここ二、三年、3カ所前後直していると思えますが、被災したようなときには私どもに連絡をくれれば、災害復旧制度を活用して復旧を図りたいと考えております。

○菅沼委員 わかりました。

○高橋座長 ほかにございますでしょうか。

それでは、もしありましたらまた後ほどお願いいたします。

(5) そ の 他

○高橋座長 それでは次の議題に移らせていただきます。議事の(5) その他についてであります。何かありましたら。

特にありませんでしたら、議事はこれで終了いたします。説明された事項が非常に多かったので、こういうことを質問したかったなというのがございましたら、いま一度、どうぞ御質問なさってください。

特に意見がないようでしたら、これで議事は終了させていただきます。

そ の 他

(1) 洪水時の雨量・水位の情報提供について

○高橋座長 それでは、6のその他に移りますので、事務局にお願いします。

○司会 高橋座長、議事進行をありがとうございました。また、委員の方々にも熱心な御討議をいただきましてありがとうございます。

それでは、次第の6、その他についてであります。ここで事務局より洪水時の雨量・水位の情報提供について説明をお願いいたします。

○中橋河川計画課副主幹 県庁で水防の方を担当しております河川計画課の事業計画室の中橋と申します。資料-4につきまして、スライドを使いまして説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔スライド1〕 洪水時の雨量・水位の情報提供ということで、これまでも全く県の方で情報提供をしていなかったというわけではなくて、一部、携帯電話のiモードというものを使いまして、県内の雨量、水位の情報について、100局ちょっとぐらいの観測局のデータを1時間に1回ずつの更新ということでデータ提供しておりました。昨今、かなり局地的な大雨で被害が出ているという状況がありまして、今まで河川法という法律を説明させていただいて、皆様にこの懇話会で整備計画を議論していただいたんですが、もう1つ河川の洪水氾濫に対して水防法という法律がありまして、私たちは水防法と河川法、両方で河川の洪水氾濫から地域を守るという取り組みを行っています。その一部が改正されましたので、それに伴いまして県の取り組みを説明させていただきます。

写真は、先ほどからありましたように、平久里川では平成8年に大きな水害がありました。それと、平成17年も大きな水害があった。

〔スライド2〕 全国的に見て、この間に16年というのがあるんですが、16年は非常に水害が多い年になりました。16年の水害の特徴という、記憶にまだ新しいと思うんですが、新潟、福島で豪雨災害がありまして、あれは昼間の災害だったんですが、昼間の災害で情報がうまく伝わらないということで、かなりの方がお亡くなりになったということで、国の方も重く受けとめまして、いろいろなことを考えています。

まず当時の災害の状況ですが、局地的な集中豪雨により中小河川が激変した。利根川とか江戸川という大きな河川ですと、一部のところで大きな雨が降っても水位上昇というのは余りないんですが、平久里川は大体80km²ですから、俗に言う中小河川になります。特に、山地を背負っていますので降った雨がほとんど川に入ってきてしまうということで、こういう河川ですと急激に水位が上がってきます。

それから、避難勧告を行う基準が不明確だった。どういう水位になったときに市町村が住民の方に避難勧告を流すかということについて、しっかりとした基準がなかったということがあります。館山市では最近、基準を決めたということが新聞で発表されておりますが、こういうのに付随して決められたんだと思います。

それから、避難勧告が発令されなかったというのもあるんですが、発令したんだけど住民のところに情報が届かなかったということがございまして、対応策ですが、河川側としては、ある一定の水位を超えた場合、水位が今どういう状況にあるのかということ公表しましょうということが決まりました。それから、ある程度水位が高くなって、これ以上上がるとあふれちゃうよというところで避難の目安となる水位を決めましょう。それから、避難するにしてもどこへ行っていいのかわからないということで、先ほど河川整備計画の中にもありましたが、超過洪水対策。河川の計画規模まで相当時間がかかりますので、それまでの間、雨が来た場合にはあふれてしまいますので、そういうときのために避難場所とか情報伝達、どのように伝えるかというようなものを紙ベースに落としたものをつくりましょうということで、洪水ハザードマップを整備しましょうというようなことが決まってきました。

〔スライド3〕 先ほどちょっと述べたんですが、水防法というのは、河川整備計画は、平久里川は1/30で将来つくります。当面は時間50mmぐらいまでの雨に対応できるような断面にしましょうと言っているんですが、それができるまでは今の堤防で耐え忍ばなければいけないということがありますので、それに対して水防というような活動をする。具体的には、河川管理者の知識と地元の水防団の活躍で、洪水に対して土のうを積んだり、木流しをしたり、いろいろな活動があるんですが、こういうような水防活動を通じて最小限の被害に食い止めるというようなことが水防法になっております。

〔スライド4〕 具体的に、先ほど言いました3点。どういうことかといいますと、例えば平久里川を想像していただきますと、通常の水の流れがありますが、雨が降りますと水位がどんどん上がってきます。三芳に観測所がありますが、三芳の観測所で警戒水位というのを決めていまして、警戒水位になった段階で、その水位の状況を公表しなければいけないというのが制度化されました。これは、雨が降って警戒水位以上になったら水位を公表するというのではなくて、千葉県では昨年9月1日から、県庁のホームページで水位・雨量の情報を、約200局ありますが、公開しております。これは通常は1時間に1回の観測なんですけど、雨が降りますと自動的に10分間に1回の観測になりますので、平久里川のように水位が刻々と上がっていくところについては10分ごとに水位の状況がわかるようになっております。

〔スライド5〕 まだ平久里川は、「水位情報周知河川」、法律用語になっちゃうんですが、先ほど言いましたように避難の目安となる水位を決めなければいけないという河川に

していないんですが、平成18年ごろにこれに指定する予定です。これに指定すると、警戒水位からさらに水位が上昇して、特別警戒水位というのを定めておきまして、そこに到達した段階で県から館山市、来年になりますと南房総市になると思いますが、南房総市の方に、そういう水位になりましたという情報を伝達するようになります。これも、タイムラグがあるとなかなか避難勧告につながらないということで、今、県庁では、県の職員と市町村の防災担当者に同時に流すような形で連絡体制を築いております。観測後、大体10分ぐらいで職員の手元に情報が行くというような仕組みを構築しております。

さらに、必要に応じ報道機関の協力を求めて周知しなければいけないというのがありますので、今、県庁の中で調整を図っております。もしかすると来年、テレビ局とかラジオ局が同調していただければ、テレビ、ラジオで、例えば平久里川の水位が特別警戒水位を超えましたというような情報が出せるようになるのではないかとということで、今、働きかけをしているところです。特別警戒水位を超えますと、かなり満杯状態ですので、あふれ始める危険性が高いというふうな認識を持っていただければと思います。

〔スライド6〕 もう1つ、これは県の北部の成田市の根木名川という河川の浸水想定区域ですが、ちょっと違った形で平久里川はつくっているんですが、平久里川の浸水想定区域図の作業を始めております。イメージとしては、平成8年の出水内容ぐらいの範囲が浸水想定区域で描かれてくるんだろうと思いますが、浸水想定区域を県で指定・公表します。

指定・公表しますと、浸水エリアに当たった市町村、今は館山市、恐らく南房総市になると思いますが、洪水ハザードマップというのをつくらなければいけなくなります。洪水ハザードマップの中には浸水の範囲、浸水した場合に想定される深さを示しまして、避難場所、それから要養護者施設、例えば老人ホームとか、そういう施設がある場合は施設の名称を落とす。ここでは地下街はないと思いますが、地下街等があればそういうものも情報伝達の系統を落とすということで、そういう最低限のもの、そのほか、例えば避難時の心得とか、緊急連絡先とか、市町村さんによっていろいろ取り込めばいいんですが、そういう情報を盛り込んだマップをつくるようになります。それが義務づけられます。

〔スライド7〕 平久里川の情報ですが、平久里川流域には3カ所の雨量観測所、この丸がそうなんですが、上流に荒川という観測所があります。三芳というところに水位と雨量の観測所があります。それからここですね。安房地域整備センター。この3つの箇所に、合計3個の雨量局と1つの水位局があります。水位は1カ所しかないので、三芳で判断し

ていただかなければいけないと思いますが、特に雨が荒川とか三芳あたりで強く降ってきますと洪水として下流に来ますので、その辺を皆さんは確認していただければよろしいかと思えます。

1つは、1時間に50mm程度の雨が降った場合。それから、例えば3時間で100mmぐらゐを超えますとかなり水位が上がってくる河川ですので、その辺、御注意いただければと思えます。このような情報については、河川の雨量とか水位の情報だけでなく、気象台の発表する洪水警報、これがほとんど同じような状況です。ただ、大雨洪水警報はあらかじめ起こる前に、起こりそうだという段階で先に出ます。こちらは実際に降ったものを瞬時に見れますので、実際のデータですので、それだけ降っていた場合は危険だという認識を持っていただければと思えます。

〔スライド8〕　これが公開している県庁のホームページの画面です。雨量については棒グラフで出るようになっていきます。水位については、平久里川は今、こういう横断図が書かれていなくて、特別警戒水位、まだ決めてないんですが、通報水位とかが決めてありまして、今の水位がこういうふうな、グラフが出るようになっております。来年度4月以降は横断図も書きまして、その中で今どのぐらいの水位に至っているのかというのがホームページでわかるようになります。

〔スライド9〕　ホームページも、皆さん、県庁のホームページ、どこにあるのかわからないと思えますので、インターネットの検索サイトで「WINC2」と入れますと、この画面がぱっと出るようになります。それから、ちょっと形は変わりますが、携帯版もつくろうということでやっておりますので、来年度の4月以降ですから間もなくですが、もう少し情報提供が充実してくるかと考えております。今の流れはホームページを通じて皆さんに情報提供をしていきたいと思いますということでやっております。現在、県内に雨量90、水位109の観測所がありまして、10分観測値を提供する。それから、水位の到達情報については防災担当者には携帯電話を通じて直接通知するというようなことを今実施しております。

県としてさらに進めているのが、報道各局と情報提供がうまくできないか調整をしておりますので、報道の方とうまく調整がつけば来年度4月以降ぐらいにそのような取り組みを始めていきたいと考えております。

以上、水位・雨量の情報提供、県で行っている取り組みを御説明させていただきました。

○司会　ありがとうございました。

高橋座長並びに委員の皆様には長時間にわたって熱心な御討議をいただき、ありがとうございました。

ここで、事務局より今後の予定について報告させていただきます。本日の資料及び議事内容につきましては、県庁河川計画課、安房地域整備センター及び関係する市町村にて公開いたします。公開期間は、市町村広報誌へのお知らせ掲載の関係上、本年6月ごろ、約1カ月間を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、次回の懇話会開催につきましては、本日いただきました貴重な御意見を取りまとめるとともに、その後の河川整備の進捗状況を踏まえて改めて御連絡を差し上げたいと考えております。

これをもちまして第3回平久里川流域懇話会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会

→